**基本的方向性の考え方**

資料２

**事務局案　６つの基本目標**

1. 自殺対策に必要な仕組みづくり（啓発・相談・連携・人材育成など）～総合的な自殺対策の推進、強化～
【国　対応番号　**２・４・５・７】**
2. 子ども、若者の自殺対策の推進、強化
【国　対応番号**１１**】
3. 女性に対する支援の強化
【国　対応番号　**１３**】
4. 労働者等への支援の強化
【国　対応番号　**１２**】
5. 様々な要因による支援が必要な方への配慮
【国　対応番号**９**】
6. 地域の力を活かした連携による自殺対策～地域自殺対策の取り組みの強化～
【国　対応番号　**１・８・６・１０**】

**なぜ上記６つの基本目標にしたか？**

* 委員会での意見や、自殺者からの分析の結果を踏まえた
* 日野市の特性に応じた対応を検討した
* 働く世代の自殺、女性の自殺、児童生徒と子育て世代の総合的な支援
* 国や都の考え方を踏襲した
* 改定に伴い自殺対策条例を制定した原点に立ち返る
* 日野市民憲章や自殺対策条例の理念を再確認した
➡日野市民が安心で安全な生活を送るにはどうしたらいいのか、かけがえのない命の大切さを考える
* 地域で活動している民間企業・団体と行政がお互いの活動を知り交流
➡生きにくさをかかえるという課題に対する問題意識の共有

日野

**当面の重点施策**

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者への再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する

国

**今後の取組と方向性**※国に準じて策定している

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. **都民**一人ひとりの気づきと見守りを促す

**（なし）**

1. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
2. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
3. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
4. 社会全体の自殺リスクを低下させる
5. 自殺未遂者への再度の自殺企図を防ぐ
6. 遺された人への支援を充実する
7. 民間団体との連携を強化する
8. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
9. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
10. 女性の自殺対策を更に推進する

都

詳細は**資料３**へ